## 令和7年度(2025年度)土木工事標準積算基準書使用にあたっての留意事項

本市の土木工事標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。

下記事項においては、熊本市独自の取扱及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

## 1. 土木工事標準積算基準書

基準書ページ	国土交通省	熊本市
(該当箇所)		
全 編	・施工単価入力基準表	・この基準書中の[施工単価入力基準表]は、国
		土交通省の積算システムにおける入力基準であ
		り、他の積算システムを利用する場合は適用除
		外とする。
I -1-①-1	・国土交通省直轄の・・・	・熊本市の・・・
	・原則として,入札時(入札書提出期限日)にお	・原則として,積算時における最新の基準を適用
	ける最新の基準を適用する。	する。
I -1-2-2	(3) 維持工事(複数年度の国債工事)	(3) 維持工事(複数年度の市債工事)
	・(2カ年 <u>国債</u> の例)	・(2カ年 <u>市債</u> の例)
I -2-①-1	(2) 価格	(2) 価格
	・原則として,入札時(入札書提出期限日)にお	・原則として,積算時における市場価格と
	ける市場価格とし、・・・	<b>し</b> , ⋅ ⋅ ⋅
	・当初の支給品の価格決定については,官側にお	・当初の支給品の価格決定については,官側にお
	いて購入した資材を支給する場合,現場発生資	いて購入した資材を支給する場合,現場発生資
	材を官側において保管し再使用品として支給す	材を官側において保管し再使用品として支給す
	る場合とも, <u>入札時</u> における市場価格または類	る場合とも, <u>積算時</u> における市場価格または類
	似品価格とする。	似品価格とする。
	・なお,設計単価は,各地方整備局等(以下	・なお、設計単価は、熊本市実施設計単価、物価
	「局」という。)設定単価(局統一単価,県別	資料(「建設物価」 <u>(Web 建設物価)</u> ,「積算資
	単価, 地区単価をいう。), 局特別調査単価	料」 <u>(Web 積算資料)</u> をいう。)掲載価格、 <u>特別</u>
	(定期調査),局特別調査単価(臨時調査),物	調査または見積りをもとに,原則として下記に
	価資料(「建設物価」,「積算資料」をいう。)掲	より決定するものとし、実勢の価格を反映する
	載価格または見積りをもとに、原則として下記	ものとする。
	により決定するものとし,実勢の価格を反映す	
	るものとする。	
	・また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条	・削除
	件等から下記によりがたい場合は、事前に本局	
	担当課と協議のうえ別途決定する。	
	・1) <u>局設定単価</u> による場合	・1) 熊本市実施設計単価による場合
	・(イ) <u>局設定単価</u> は,毎月,本局担当課におい	・(イ) 熊本市実施設計単価は、毎月、技術管理

て決定し、新土木積算システムに登録する単価である。

局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。

- ・3) 局特別調査単価(定期調査) による場合
- ・(イ) 1)及び2)によりがたい場合は、単価の 決定は<u>局特別調査単価(定期調査)</u>によるもの とする。

周特別調査単価(定期調査)は,年2回(4 月,10月),本局担当課において決定し,通知 する単価である。

(局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。)

4) 1), 2)及び3)の方法によりがたい場合
 ・(イ) 1), 2)及び3)の方法によりがたい場合は、 <u>局特別調査(臨時調査)として本局担当課</u>にて調査を行い材料単価を決定するものとする。

課において決定する。

熊本市実施設計単価がある場合は、これを積 算に用いる単価とする。

- ・3) 特別調査単価による場合
- ・(イ) 1)及び2)によりがたい場合は、単価の 決定は特別調査単価によるものとする。

削除

削除

4) 1), 2)及び3)の方法によりがたい場合

・(イ) 1), 2)及び3)の方法によりがたい場合は、<u>見積りによって</u>材料単価を決定するものとする。

なお,その場合は次によるものとする。

- a) 見積り提出依頼は、見積り条件の明確化のため、「書面」により行う。
- b) 総価見積りは、原則として行わないものと し、単価(材料等の単価)と施工歩掛かりの見積
- りに区分して徴収する。
- c) 施工材料の形状寸法, 品質, 規格, 数量及び現場条件等について, 見積り者が十分対応できるよう仕様書, 図面等を提示する。
- d) 見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- e) 積算に用いる材料単価については, 異常値を排除した平均値とする。また、有効桁数は上記、
- 「2)物価資料による場合(イ)」と同様の取扱いとする。

I -2-①-2

なお、局特別調査(臨時調査)は、各事務所に おいて資材価格調査が必要な資材(1事務所のみ において必要なときも含む)について行うものと する。

・(ロ) なお、1工事において調達価格(材料単 価×使用数量)が100万円未満の場合、かつ 削除

削除

1 資材の材料単価が 10 万円未満の場合は, 見 積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを採用する場合の手順は、次 によるものとする。

① 調達価格(材料価格×使用数量)が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り(100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満)又は特別調査(100万円以上、または1資材の材料単価が10万円以上、または1資材の材料単価が10万円以上)によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

また、他工事の実績や「建設物価」及び 「積算資料」の類似品目の材料単価から類推 可能であれば、参考見積りは不要とする。

② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、 規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の 条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行 う。

なお, 見積価格は実勢取引価格であること を確認する。

- ③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- ④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。

ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度 価格を採用する。

・2 歩掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は 土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料に ない単価については、特別調査又は見積りの 取得により歩掛の構成を決定する。

見積りの場合は、原則として3社以上から 徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻 度の歩掛を採用する。

ただし,変更積算時は施工者より見積りを

削除

I -2-①- 4	徴収し、妥当性を確認した上で採用する。         なお、単価等については「1 材料費」、「3         労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。         ・3 労務費         ・4 直接経費         ・5 諸雑費及び端数処理	<ul><li>・2 労務費</li><li>・3 直接経費</li><li>・4 諸雑費及び端数処理</li></ul>
	- 2) 単価表  ・(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの) 単位数量当りの単価表の合計金額が, 有効 数字4桁になるように原則として所定の諸雑 費率以内で端数を計上する。	2) 単価表  ・(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの) 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数 字4桁になるように原則として所定の諸雑費率 以内で端数を計上する。 ただし、土木積算システムの計算において端
	・(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく,端数 処理のみの場合) 単位数量当りの単価表の合計金額が,有効 数字4桁になるように原則として端数を計上 する。	数処理は行わない。 (ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合) 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 ただし、土木積算システムの計算において諸雑費は計上しない。
		(2) 端数処理 ・6) 工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第 I 編第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。
I -2-②-3	<ul> <li>・6 注意事項</li> <li>2. 処分費を計上する場合は、「第 I 編第 2 章② 間接工事費 2. 共通仮設費 2 - 3 準備費」及び「第 I 編第 14 章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。</li> </ul>	<ul> <li>・<u>5</u> 注意事項</li> <li>2. 処分費を計上する場合は、「第 I 編第 2 章② 間接工事費 2. 共通仮設費 2 - 3 準備費」及び「第 I 編第 14 章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。</li> </ul>
I -2-2-4 I -2-2-42 I -3-1-2	<ul> <li>・6) 管理費区分入力基準表</li> <li>2. 処分費を計上する場合は、「第 I 編第 2 章② 間接工事費 2. 共通仮設費 2 - 3 準備費」及び「第 I 編第 14 章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。</li> </ul>	項 目 削 除  2. 処分費を計上する場合は、「第 I 編第 2 章② 間接工事費 2. 共通仮設費 2 - 3 準備費」及 び「第 I 編第 14 章①材料単価入力基準表」に より単価登録すること。 ・別表第 3
1 -3-(1)-2	・別表第 3	・別衣免 3

	ケース2	削除
	 ケース3:ケース1及び2以外の場合	 ケース 2:ケース 1 以外の場合
	・(注) 1. <u>ケースー3</u> の具体例は以下のとお	・(注) 1. ケースー2の具体例は以下のとお
	9.	9.
	予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1	①熊本市工事請負契約等における契約の保証に関
	号の規定により工事請負契約書の作成を省略で	する取扱要領 2(2)に定める設計金額
	きる工事請負契約である場合	②契約保証を必要とするケースと必要としないケ
		ースが混在する混合入札の場合、契約保証は積
		算では計上しないものとする。
I -4-①-1	・2) 繰越, 国債工事の取扱い	・2) 繰越,債務負担行為等の取扱い
	現工事が繰越又は国債で調整対象となる場	- 現工事が繰越又は <u>債務負担行為等</u> で調整対象
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	 となる場合は全体工事を対象として調整する。
	・(2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の入	・(2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の積算
	-   札書(見積書)提出期限日の年月とし,現工事の	
		する。
I -4-①-1	・2 総価契約単価合意方式における調整計算の	削除
	方法	(熊本市は契約方式が異なるため。)
	総価契約単価合意方式の対象工事の場合,	
	「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総	
	価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づ	
	き行うものとする。	
	なお,「総価契約単価合意方式実施要領の解	
	説」により算出した当該追加工事の共通仮設	
	費(調整計算額)と、当該追加工事単独で積	
	算された所要額とを比較し、安価な方を採用	
	する	
I -4-①-2	・3 総価契約単価合意方式以外の場合における	· <u>2</u> 調整計算の方法
	調整計算の方法	
I -4-①-5	・ <u>4</u> 設計変更について	・ <u>3</u> 設計変更について
	随意契約方式により契約した追加工事におい	随意契約方式により契約した追加工事において
	て設計変更を行う場合には,当該随意契約の	設計変更を行う場合には,当該随意契約の当初
	当初積算で用いた共通仮設費,現場管理費の	積算で用いた共通仮設費,現場管理費の算出方
	算出方法を使用する。(調整計算額と単独計算	法を使用する。(調整計算額と単独計算額の比
	額の比較は行わない。)	較は行わない。)
	なお、総価契約単価合意方式の場合において	なお, 総価契約単価合意方式の場合においても
	も「総価契約単価合意方式実施要領の解説」	<del>「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基</del>
	に基づき算出するとともに,同様に取り扱う	づき算出するとともに,同様に取り扱うものと
	ものとする	する
I -4-2-1	・② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算し	・② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算し
	た工事を追加する場合等の共通仮設費,現場管	た工事を追加する場合等の共通仮設費,現場管
	理費及び一般管理費等の調整について(総価契	理費及び一般管理費等の調整について <del>(総価契</del>
	約単価合意方式により工事を発注する場合を除	約単価合意方式により工事を発注する場合を除

	⟨。)	⟨。)
	・なお,共通仮設費率の補正率もしくは補正係数	・なお,共通仮設費率の補正率もしくは補正係数
	が適用されている工事においては,「①随意契	が適用されている工事においては,「①随意契
	約方式により工事を発注する場合の共通仮設	約方式により工事を発注する場合の共通仮設
	費、現場管理費及び一般管理費等の調整につい	費,現場管理費及び一般管理費等の調整につい
	て 3 総価契約単価合意方式以外の場合におけ	て 2 調整計算の方法 (1)共通仮設費の調整計
	する。	
	  ・なお,現場管理費率の補正率もしくは補正係数	・なお,現場管理費率の補正率もしくは補正係数
	   が適用されている工事においては,「①随意契	が適用されている工事においては,「①随意契
	   約方式により工事を発注する場合の共通仮設	約方式により工事を発注する場合の共通仮設
	   費,現場管理費及び一般管理費等の調整につい	費,現場管理費及び一般管理費等の調整につい
	て 3 総価契約単価合意方式以外の場合におけ	て 2 調整計算の方法(2)現場管理費の調整
	る調整計算の方法」に準拠して計算するものと	
I -4-③-1	右記項目を追加	③合冊入札により工事を発注する場合の共通仮設
		費,現場管理費及び一般管理費等の調整につい
		7
I -5 -①-1	・①数値基準	<ul><li>①数值基準</li></ul>
	   内容削除	設計書の表示単位及び数位は原則として次の
		とおりとする。
		 熊本市が定める「土木工事数量算出要領」に
		よる。
I -11 -①-2	・3. 単価協議	項目削除
	総価契約単価合意方式による場合は,第 I	
	編第 13 章総価契約単価合意方式に基づき,単	
	価協議を行うものとする。	
	   なお,同じ細別が,異なる施工箇所にある	
	場合、妥当性を確認した上で、施工箇所毎に	
	異なる単価で合意できるものとする。	
	また, 共通仮設費 (積み上げ分), 現場環境	
	改善費(率計上),共通仮設費(率計上),現	
	   場管理費については,施工箇所毎に単価協議	
	を実施し合意する。	
	<ul><li>4. 設計変更について</li></ul>	・ <u>3</u> . 設計変更について
第Ⅰ編	・第 13 章 総価契約単価合意方式	章 削 除
第 13 章		(熊本市は契約方式が異なるため。)
	・第 14 章 その他	・ 第 13 章 その他
	・① 材料単価入力基準表 I -14-①- 1	削 除(国の入力方式のため)
	・② 賃料入力基準表 I -14-②- 1	削 除(国の入力方式のため)
	・③ 業務委託料等入力基準表····· I -14-③- 1	削 除(国の入力方式のため)
	・ <u>④</u> 作業日当り標準作業量 I - <u>14</u> - <u>④</u> - 1	・ <u>①</u> 作業日当り標準作業量 I - <u>13</u> - <u>①</u> - 1
	・ <u>④</u> 作業日当り標準作業量 I - <u>14</u> - <u>④</u> - 1	・ <u>①</u> 作業日当り標準作業量 I - <u>13</u> -①- 1

	・⑤ 市場単価の1日当り標準施工量	・② 市場単価の1日当り標準施工量
	····· I - <u>14</u> - <u>⑤</u> - 1	······ I - <u>13</u> - <u>②</u> - 1
II -5 -①-2	・スクラップ控除は、 <u>管理費区分「9」</u> とする。	・スクラップ控除は、 <u>経費対象外</u> とする。
VII - 1 - 1	・この基準書は、国土交通省直轄の土木事業にお	・この基準書は、熊本市の土木事業における~
	ける~	
VIII - 1 - 1	・本歩掛は、 <u>国土交通省直轄の</u> 土木事業における	・本歩掛は、 <u>熊本市の</u> 土木事業における~
	~	
IX - 1 - 2	・この積算基準は、各地方整備局及び北海道開発	・この積算基準は、 <u>熊本市の</u> ~
	局所管の~	
IX-1-37	・6 材料等の価格等の取扱い	・6 材料等の価格等の取扱い
	当該項目内容	「第I編第2章①直接工事費1 材料費」によ
		<u> 3.</u>
IX - 1 - 41	・11 施工個所が点在する工事の積算について	項目削除
		(第 I 編にて記載済のため)